

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 8 日

各介護員養成研修指定事業者管理者 様

地域福祉部地域福祉政策課
福祉・介護 人材対策室長

高知県介護員養成研修事業実施要綱の改正について

日頃は、本県の福祉行政の推進に、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、介護員養成研修事業において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止などの特別な事情により、特に学校での研修において、要綱第 6 条の修業年限以内に修了が難しい場合が出てくることが考えられます。

そのため、今回の改正は、特別な事情による修業年限を「現行の 1 年 6 か月以内」から、「令和 2 年度に限り、2 年以内」とすることができるよう、定めたものです。

研修受講者にできるだけ不利益が生じることがないように配慮をお願いします。

なお、これにより変更が必要な場合は、介護員養成研修事業に係る変更届出書（様式第 2 号）を提出くださいますよう、お願い申し上げます。

※実施要綱並びに様式等は以下のホームページからダウンロードいただけます。

⇒<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060101/2019040100128.html>

【担当】

高知県地域福祉部地域福祉政策課
福祉・介護人材対策室 藤川、宮地
電 話：088-823-9631
F A X：088-823-9207